

尾瀬国立公園シカ対策協議会規約（改正案）

（目的）

第 1 条

福島、栃木、群馬、新潟の 4 県にまたがる日光利根地域個体群のうち尾瀬及びその周辺に生息するシカは、その増加により尾瀬を特徴づけている湿原や池塘に回復不能な影響を与える可能性を有し、尾瀬の保護、保全上の問題となっている。

本問題については、「尾瀬地区におけるシカ管理方策検討会」で各方面の有識者及び関係者により対策が検討され、尾瀬の現在の植生を守るとの観点から関係行政機関・団体が協力して対策に当たる等の「尾瀬地区におけるシカ管理方針」がまとめられた。

上記方針に基づいて関係機関が連携して対策を実施するに当たり、連絡・調整を行う場として、「尾瀬国立公園シカ対策協議会」（以下、「協議会」と称する。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条

- （1）各機関の行う対策の調整に関すること
- （2）各種調査結果の情報交換及び効果の把握に関すること
- （3）その他関係事項
- （4）なお、関係機関の合意を必要とする事態が生じた場合は、別途合意形成の作業を行うこととする。

（構成）

第 3 条

協議会は、環境省、林野庁、福島県、群馬県、新潟県、栃木県、南会津町、檜枝岐村、片品村、魚沼市、東京電力ホールディングス（株）、尾瀬山小屋組合及び

（公財）尾瀬保護財団により構成する。

（議長）

第 4 条

協議会に議長を置き、会の運営に当たる。議長は、関東地方環境事務所次長とする。

（有識者）

第 5 条

議長は、有識者を協議会に出席させ、意見を聞くことが出来る。

（会議）

第 6 条

会議は、必要に応じて議長が招集する。

（事務局）

第 7 条

協議会の事務局は環境省関東地方環境事務所内に置く。

（報告）

第 8 条

事務局は議事概要をとりまとめ、尾瀬国立公園協議会に報告する。

（補則）

第 9 条

協議会の運営その他について必要な事項は別途定める。

（付則）

この規約は平成 12 年 1 月 14 日から施行する。

（付則）

この規約は平成 13 年 7 月 10 日に改正される。

（付則）

この規約は平成 18 年 3 月 22 日に改正される。

（付則）

この規約は平成 20 年 3 月 31 日に改正される。

（付則）

この規約は平成 21 年 1 月 23 日に改正される。

（付則）

この規約は平成 31 年 1 月 22 日に改正される。

尾瀬国立公園シカ対策協議会名簿

[構成員]

環境省関東地方環境事務所次長
林野庁関東森林管理局計画保全部保全課長
福島県生活環境部環境共生総室自然保護課長
福島県教育委員会文化財課長
群馬県環境森林部自然環境課長
群馬県教育委員会文化財保護課長
新潟県県民生活・環境部環境企画課長
新潟県教育庁文化行政課長
栃木県環境森林部自然環境課長
南会津町環境水道課長
檜枝岐村産業建設課長
片品村農林建設課長
魚沼市環境課環境対策室長
東京電力ホールディングス（株）
リニューアブルパワー・カンパニー 水利・尾瀬グループマネージャー
尾瀬山小屋組合長
（公財）尾瀬保護財団事務局長

[事務局]

環境省関東地方環境事務所

※組織再編等による名称変更があった場合は、事務局から構成員へ変更を通知